

平成25年度事業計画

第1 事業計画の概要

当公社は、平成20年12月に施行された「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき、神奈川県知事から公益認定を受け、新年度から公益財団法人へ移行することとなった。

平成4年設立当時から、「安全・安心ですみよい街づくり」の実現に向けて積極的に事業に取り組んできたところであるが、公益財団法人移行後においては、新定款に謳っているとおり、消防防災に関する普及啓発及び調査研究並びに防災関係者に対する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の軽減を図り、もって公共の福祉の向上に寄与すること目的として、諸事業を展開していくこととしている。

なお、公益目的事業としては、「防火防災に関する普及啓発事業」、「各種講習会・研修会に関する事業」、「消防防災関係図書の出版事業」、「東京湾アクアライン消防活動支援事業」に区分し、また、公益目的事業以外の事業としては、「消防用設備等点検事業」がある。

第2 事業計画の内容

1 防火防災に関する普及啓発事業

市民及び事業所等に対する防火・防災意識の普及啓発を行う。

(1) 起震車による防災意識の普及（川崎市受託・新規事業）

川崎市から起震車（2台）の運営・管理を受託し、この起震車を有効に活用し、地震体験等により大地震時における安全な対処方法を指導するとともに、地震災害等に対する防災知識の普及啓発を図る。

a 対象 町内会・自治会・事業所・学校・保育園・各区イベント等

b 回数 210回

(2) 火災予防用の防火ポスター、防火チラシ、パンフレット等の作成配布

(3) 消防用設備等点検受託事業所に対する消防訓練等の補助・助言

(4) 消防協力団体等に対する支援事業

消防局で組織している少年消防クラブ運営委員会、婦人消防育成検討委員会及び消防出初式への支援を行う。

(5) 防火相談事業

市民及び事業所関係者からの火災予防、消防用設備等消防に関する各種の相談、住宅用火災警報器の設置等のアドバイスを行う。

(6) 消防防災に関する調査研究事業

消防機器の改良開発への支援及び試作品の作製

(7) 災害図上訓練指導

各区の自主防災リーダー研修の機会に、災害図上訓練の実施方法や指導要領等について、研修を行い、防災リーダーの養成を図る。

a 回数 7回

b 人数 各地区60名（年420人）

2 各種講習会・研修会に関する事業

消防防災に関する各種講習を行う。

(1) 自衛消防業務講習

法令で定められた一定の要件に該当する防火対象物に設置しなければならない自衛消防組織に置かれる統括管理者等を対象に自衛消防組織の業務に関する知識及び技能を修得し資格を取得するため2日間の新規講習を実施する。また、改正前の消防法施行規則の規定に基づく防災センター要員講習課程を修了した者を対象に、自衛消防業務に関する追加の講習を実施する。

ア 新規講習

- a 回数 16回
- b 定員 各45名(年720人)

イ 追加講習

- a 回数 3回
- b 定員 各20人(年60人)

(2) 防火対象物点検資格者講習

法令で定められた一定の要件に該当する防火対象物における防火管理上必要な業務、消防設備等の設置維持その他火災の予防上必要な事項について、定期的に点検し、その結果を報告する業務を行うのに必要な資格を取得するための4日間の新規講習を実施する。また、免状交付日から5年以内の防火対象物点検資格者に対する再講習を実施する。

ア 新規講習

- a 回数 1回
- b 定員 50人

イ 再講習

- a 回数 2回
- b 定員 各100人(年200人)

(3) 防災管理点検資格者講習

法令で定められた一定の要件に該当する防災対象物における防災管理上必要な業務及び防災管理上必要な事項について、定期的に点検し、その結果を報告する業務を行うのに必要な資格を取得するための2日間の新規講習を実施する。

- a 回数 1回
- b 定員 50人

(4) 防火管理講習(10月から実施・新規事業)

(財)日本防火協会からの受託事業で、法令に基づき、防火対象物において防火管理者として選任されるのに必要な資格を取得するための講習を実施する。また、法令で定められた一定の要件に該当する防火対象物の防火管理者に選任された日の4年前までに講習を修了し、その日から1年以内の防火管理者か、それ以外の防火管理者で講習を修了した日から5年以内の甲種防火管理者を対象に再講習を実施する。

ア 甲種防火管理新規講習

- a 回数 6回
- b 定員 各100人(年600人)

イ 甲種防火管理再講習

- a 回数 1回
- b 定員 各40人（年40人）
- ウ 乙種防火管理新規講習
 - a 回数 3回
 - b 定員 各50人（年150人）
- (5) 防災管理講習
 - 法令に定められた大規模な建築物等において、地震等の火災以外の災害対応である防災管理業務を実施するために必要な知識を習得し資格を取得するための新規講習を実施する。
 - a 回数 4回（うち甲種防火管理新規講習併催2回含む）
 - b 定員 各80人（年320人）
- (6) 危険物取扱者試験受験準備講習
 - 危険物を取り扱うのに必要な資格試験を受験するために、法令等の解説などを受講し試験対策にそなえるための講習を実施する。
 - a 回数 3回
 - b 定員 各40人（年120人）
- (7) 危険物安全担当者講習
 - 市内の事業所で危険物を取り扱う担当者等に対して法令の改正や危険物事故例を検証して危険物事故を未然に防止するための講習会を実施する。
 - a 回数 1回
 - b 定員 120人
- (8) 消防用設備等担当者講習
 - 消防用設備等の設置・維持等を担当する者に対して法令改正や設置指導基準等を解説して消防用設備等の適切な維持管理に努めるための講習会を実施する。
 - a 回数 1回
 - b 定員 50人

3 消防防災関係図書の頒布事業

- (1) 消防局で行う各種講習会事業で使用するテキストを作成及び購入し頒布する。
 - ア 消防関係法令集
 - イ 消防計画作成マニュアル
 - ウ 防災管理のポイント
 - エ 必携防火管理
 - オ 必携防災管理
- (2) 消防用設備等設置指導マニュアルの発行
- (3) その他消防関係図書の発行

4 消防用機材管理事業

東京湾アクアライン専用の消防用車両及び資機材の管理業務を行うとともに車両のうち消火車及び救助車の更新及び装備品の更新を行う。

消火車 2台 救助車 2台
車両火災用泡消火器具 2基

5 消防用設備等法定点検業務

川崎市関連施設の消防用設備等法定点検業務を行う。

6 その他目的を達成する事業

全国の消防関係出資法人との情報交換を行う。